

「誓約書」に関するFAQ

【誓約書を提出する目的】

Q1. 誓約書を提出する目的は何ですか。

羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 9 条第 2 項に基づき、本市の契約からの暴力団排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めるものです。

誓約書には、大阪府羽曳野警察署及び大阪府警察本部へ誓約書や役員名簿等が提出されること、暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表の同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

【誓約書の提出範囲】

Q2. 公共工事等の契約における誓約書の提出は、契約金額が 500 万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額(資材・原材料等の納入契約金額)が 500 万円以上の下請負人等(納入業者、2 次下請等を含む)についても必要なのでしょうか。

誓約書の提出は、公共工事等の契約(建設工事、建設コンサル、委託役務、物品購入、財産の買入れ、売払い、貸付け)を対象として、契約金額が 500 万円以上の元請負人及び下請負人等からの誓約書の提出が必要です。資材業者、警備業者、運搬業者についても提出が必要ですのでご注意ください。

ただし、契約相手方(元請負人等)が契約する自ら製造する物品等を納入する製造業者については、誓約書を提出する必要はありません。

【数度の契約の場合】

Q3. 500 万円未満の取引では誓約書の提出は必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500 万円以上の取引になった下請負人等(納入業者、2 次下請負等も含む)も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

同一案件において、同一業者が複数回数受注する場合、複数現場の一括契約をする場合、資材の一括購入をする場合には、その契約金額の総額が 500 万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。

【単価契約の誓約書の提出】

Q4. 単価契約の場合も、誓約書を提出する必要がありますか。

単価契約でも予算総価額(単価×予定数量)が 500 万円以上となる場合は、誓約書の提出を求めますので、契約担当者に必要の有無を確認してください。

なお、当初に誓約書を提出していない場合でも、契約金額が 500 万円を超える時点で速やかに提出してください。

【元請負人の確認】

Q5. 元請負人は、下請負人等が契約した契約金額 500 万円以上の契約をどのようにして把握すればよいでしょうか。

下請負人等からの誓約書の徴取は、元請負人がそれぞれの下請契約関係において、契約金額が 500 万円以上の契約について提出を求めるものであり、下請負人等は元請負人を通じて本市へ提出しなければなりません。

下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人の指導をお願いします。

【誓約書の押印】

Q6. 誓約書に押印する印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

誓約書に押印する印鑑は、契約書に使用する印鑑を押印してください。

下請負人には、下請負人との間で締結する契約書や請書に使用する印鑑を押印するよう指導をお願いします。

【提出先・提出時期】

Q7. 元請負人や下請負人等の誓約書は、いつ、どこに提出すればよいでしょうか。

○元請負人の場合は、落札候補者の決定のための事後審査書類とともに提出してください。委託役務や物品購入等で、事後審査の書類を提出しない場合は、契約締結時に提出してください。

○下請負人等の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に徴取し、速やかに元請負人を通じて本市へ提出するよう取り扱ってください。

○元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、当該下請契約を締結しないようにしてください。

【下請負人等が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー】

Q8. 下請負人等が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書に違反(暴力団密接関係者と判明)した場合は、当該下請負契約を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すことになります。
- 元請負人が誓約書を徴していない場合は、指名停止となるほか、入札等排除措置の措置要件の該当の有無について調査を行ったうえで、必要な措置を行います。
- 契約解除については、本市が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。
- 指導を受けた際に円滑に下請契約等を解除できるように、下請契約等を解除するときは、本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

【下請負人等の誓約書の不提出と元請負人のペナルティー】

Q9. 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書(契約金額 500 万円未満を除く。)を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。
- しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するよう指導し、提出しない場合は、誓約書の提出先への報告をお願いします。
- 必要な指導や報告を行っていれば、入札等排除措置に問われることはありませんが、提出がないことを知りながらの放置していた場合や、報告を怠るなどの場合には、入札等排除措置を受けることがあります。